

# 全日本還暦軟式野球連盟規約

## 第一条 (名称)

本連盟を「全日本還暦軟式野球連盟」と称し、略称を「全還連」又は「ZKR」、英文表記を「Japan Over 60 Rubber Baseball Association」とする。

## 第二条 (目的)

本連盟は野球を通じて相互の親睦を図り、高齢者野球の健全な発展向上を期すると共に体力の維持と気力の充実を目指し、スポーツ精神の高揚に寄与することを目的とする。

## 第三条 (事務局)

本連盟の事務局を会長指定地に置く。

## 第四条 (組織)

本連盟は全国都道府県に居住する満年齢60歳以上の選手で編成されるチームをもって組織し、新規に加盟を希望するチームにあつては理事会の承認を得るものとする。

本連盟に次のブロックを設ける。

1. 北海道・東北
2. 関東
3. 北陸・信越
4. 東海
5. 近畿
6. 中・四国
7. 九州

## 第五条 (事業)

本連盟は第二条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1 野球大会の開催。開催地は原則として各都道府県の持ち回りとする。
- 2 その他 本連盟の目的達成に必要な事項。

## 第六条 (役員)

本連盟に次の役員を置き、理事会において選任し、任期は2年とする(再任を妨げない)。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 事務局長 1名 総務理事 1名 常任理事 若干名  
理事 各都道府県から原則として1名 監事 2名

会長は会務を統括し、副会長は会長を補佐して会長事故あるときはこれを代行する。理事長は理事会を運営して会務を遂行し、事務局長及び総務理事はそれぞれ連盟の会務全般を司る。

常任理事は会長の推挙により選任され、各ブロックを統括して会務の遂行に当たる。理事は理事会の議案の審議をなし、各都道府県の啓蒙に努める。監事は会計の監査に当たる。

## 第七条 (顧問)

本連盟に顧問を置くことが出来る。顧問は会長これを委嘱し、顧問は会長の諮問に答えるものとする。

## 第八条 (会議)

本連盟は毎年一回定例理事会を開催し、役員の変更、規約の改正などの審議をする。

理事会は理事者3分の2以上の出席を必要とし、議事は過半数をもって決する。

また、必要に応じて臨時に会議の招集をすることが出来る。

## 第九条 (経理)

本連盟の経理は次によるものとする。

- 1 登録料 還暦チーム 20,000円(年度更新とする)  
古希チーム 10,000円(年度更新とする)
- 2 寄付金その他。

第十条 (会計年度)

本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第十一条 (その他)

本規約に定めのない事項については、その都度幹事会を開催して決する。  
幹事会は会長これを招集する。

付記 本規約は平成3年2月10日より施行する。

一部改正 平成7年3月12日、平成9年2月25日、平成12年3月6日、平成24年3月7日  
平成27年3月3日